



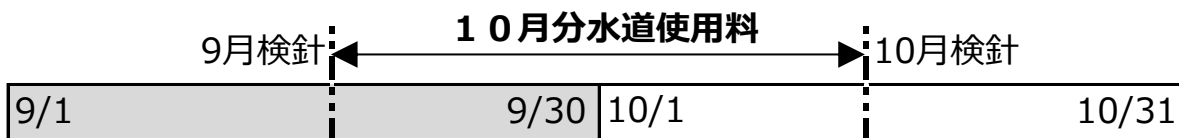
水道料金のしくみ



★毎月1回 水道使用量を確認します（検針）

原則、毎月10日～15日にメーター検針で使用量を確認し、その検針日が属する月の使用水量としています。

検針日から検針日までを1ヶ月の単位としているため、使用月と請求月にずれが生じます。たとえば、10月分は、9月の検針日から10月の検針日までの分についての料金となります。



★水道料金表（税抜き）

用途	料金	①基本料金（1ヶ月につき）		②超過料金 （基本水量を超えて 1m ³ につき）
		水量	料金	
一般用		10m ³ まで	2,500円	160円
営業用		30m ³ まで	4,500円	150円

項目	口径	13mmまで	20mmまで	25mmまで	50mmまで	75mmまで
③メーター使用料 （1ヶ月につき）		40円	60円	70円	150円	1,735円

★水道料金の計算方法

上記料金表の①基本料金、②超過料金、③メーター使用料の合計に消費税を加算した額が水道料金となります。

計算例：一般用・メーター口径13mm・使用水量が35m³の場合

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \times 1.1 =$$

$$(\text{①}2,500\text{円} + \text{②}4,000\text{円} + \text{③}40\text{円}) \times 1.1 = 7,194\text{円} \text{（小数切捨）}$$

お問合せ：南山城村建設環境課 ☎0743-93-0106